

第62回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時30分

開催場所 仙台市青葉区中央1丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階
千代の間

議 案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

目 次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告.....	6
連結計算書類.....	18
計算書類.....	21
監査報告.....	24
株主総会参考書類.....	32

証券コード 7504
(発送日) 2025年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

仙台市宮城野区扇町七丁目4番20号

株式会社 高速

代表取締役会長 赫 高 規

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.kohsoku.com>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリ」「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/7504/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト等のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「高速」又は「コード」に当社証券コード「7504」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 仙台市青葉区中央1丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2025年6月25日（水曜日） 午前10時30分	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2025年6月24日（火曜日） 午後6時到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月24日（火曜日） 午後6時入力完了分まで
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 第1号議案 | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ● 全員賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |
- | 第2、3号議案 | |
|----------|-------------|
| ● 賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

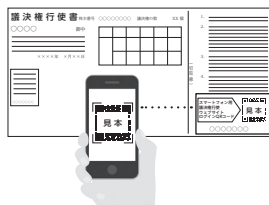
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



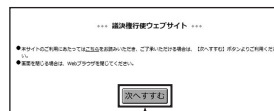
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

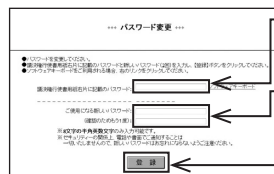
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中東情勢やロシア・ウクライナ情勢の影響による原材料価格高騰や燃料費高騰、円安による輸入価格上昇が継続し、物価上昇が収束しない中、年度終盤には米国による関税引き上げの影響による景気後退の懸念も広がり、先行きが不透明な状況が続きました。

当社グループの主要顧客においては、コロナ禍後に回復した観光需要により堅調な業種がある一方、総じて多くの業種において、人手不足や急激な物価高騰への対応が課題となっており、当社を取り巻く経営環境も大変厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「包装を通して、すべてのステークホルダーに『高速ファン』を増やし、社会にとって有用な『グッドカンパニー』を目指す」という長期経営ビジョンのもと、「食の流通を支える」、「食の安全安心に貢献する」さらに「買い物の楽しさや食品のおいしさを演出する」という当社の社会的役割を果たしながら、お客様への商品の安定供給、企画の提案や情報提供を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,159億15百万円（前期比9.1%増）、営業利益45億32百万円（同7.2%増）、経常利益48億40百万円（同6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益34億65百万円（同11.3%増）となりました。

当連結会計年度の業績は、各段階の利益で過去最高益を更新しました。売上高は10期連続過去最高売上高、営業利益及び経常利益は7期連続での過去最高益、親会社株主に帰属する当期純利益は4期連続での過去最高益となりました。

商品分類別売上

当社グループにおける商品分類は、下記のとおりとなっております。

区 分	商 品
食 品 容 器	トレイ、弁当容器、フードパック、折箱、魚函、インジェクション容器 他
フィルム・ラミネート	ラップ、レジ袋、ストレッチフィルム、ラミネートフィルム 他
紙 製 品 ・ ラ ベ ル	印刷紙器、包装紙、紙袋、シール、ラベル、記録紙、チラシ、コピー用紙 他
機械・設備資材・消耗材	包装機、食品加工機、物流機械、厨房機器、店舗関連機器、コンテナ、パレット、かご車、冷凍パン、テーブル類、PPバンド、緩衝材、ディスプレイ用品、事務用品、洗剤、衛生消耗品、割箸、バラ、リサイクルトナー 他
段 ボ ー ル 製 品	段ボールケース、ハイプルエース、紙緩衝材コア、段ボールシート 他
そ の 他	トレイ原反、原紙、プラスチック原料、デザイン 他

販売実績を商品分類別に示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売 上 高	構 成 比(%)
食 品 容 器	48,809,962	42.1
フ ィ ル ム ・ ラ ミ ネ ー ト	24,287,985	21.0
紙 製 品 ・ ラ ベ ル	13,918,450	12.0
機 械 ・ 設 備 資 材 ・ 消 耗 材	21,091,251	18.2
段 ボ ー ル 製 品	5,692,988	4.9
そ の 他	2,114,825	1.8
合 計	115,915,464	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、24億67百万円（有形及び無形リース資産並びに無形固定資産を含み、建設仮勘定の純減少額を控除。）となっております。

うち、主なものは当社による盛岡営業所新築に係る支払4億62百万円及び西日本営業拠点取得に係る支払3億10百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と、58億30百万円の当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る未使用借入枠は、全額の58億30百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 59 期 2022年3月期	第 60 期 2023年3月期	第 61 期 2024年3月期	第62期(当期) 2025年3月期
売上高	91,817,782	98,850,497	106,216,978	115,915,464
経常利益	3,898,876	4,240,474	4,528,329	4,840,342
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,662,056	2,978,764	3,114,738	3,465,564
1株当たり当期純利益	137円84銭	154円24銭	161円19銭	179円11銭
総 資 産	52,473,421	55,900,377	61,498,449	61,246,965
純 資 産	32,137,796	34,267,140	36,900,617	39,769,719

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
高 速 シ ー パ ッ ク (株)	65,000千円	100.0%	印刷紙器、ラベル等製造及び販売
(株) 清 和	95,450	100.0	茶包装資材製造及び販売
日 本 コ ン テ ッ ク (株)	90,000	100.0	物流資材・機材等販売
プラス包装システム(株)	20,000	100.0	合成樹脂製品製造及び販売
常 磐 パ ッ ケ ー ジ (株)	95,000	100.0	段ボール、緩衝材等製造及び販売

(4) 対処すべき課題

2025年度における我が国経済の見通しにつきましては、為替相場の変動や国際情勢の不安定化に伴い、原料価格や燃料費高騰を始めとする物価高騰が続くものと想定しており、この影響で、当社グループにおける商品調達コストや物流関連コストの上昇が見込まれます。当社グループを取り巻く環境においては、物価高騰のみならず、各業態を超えた競争の激化や人件費等の増加、個人消費の低迷等を受け、厳しい状況が続いております。

このような環境をふまえ、当社グループでは2018年4月からスタートさせた中長期計画において、「包装を通して、すべてのステークホルダーに『高速ファン』を増やし、社会にとって有用な『グッドカンパニー』を目指す」という長期経営ビジョンを掲げるとともに、以下の経営基本方針に基づく取組みを通じて「価値」を提供する取組みを継続してまいります。

【中長期経営計画の経営基本方針】（2018～2025年度）

ア．マーケットに対する取組み

- ・新規開拓・深耕活動の徹底、営業所開設やM&Aの活用により、全国展開を推進する。

イ．得意先に対する取組み

- ・信頼されるサービスの提供により、顧客満足度の向上を目指す。

ウ．取引先（仕入先）に対する取組み

- ・新商品の拡販・共同の製品開発を通じ、取引したい企業No.1を目指す。

エ．株主様に対する取組み

- ・企業価値・株主価値の向上のため、企業の成長と連続増配を継続する。

オ．地域社会に対する取組み

- ・E S G経営を推進することにより、地域社会に愛される企業となることを目指す。

カ．従業員と家族に対する取組み

- ・働きがいのある企業作りを通じて、従業員満足度の向上を目指す。

(5) **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社グループの主要な取扱商品につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況」の「① 事業の経過及び成果」に掲げております商品分類表をご参照ください。

(6) **主要な営業所及び工場**（2025年3月31日現在）

① 当社（株）高速

本 社	仙台市宮城野区扇町七丁目4-20
営 業 所 等	仙台営業部、函館、札幌、旭川、青森、八戸、むつ、秋田、横手、大館、盛岡（矢巾町）、北上、一関、三陸（宮古市）、大船渡、山形、庄内（酒田市）、新庄、塩釜、石巻、気仙沼、古川、宮城県南（大河原町）、福島、いわき、郡山第一、郡山第二、会津、白河、新潟、長岡、上越、長野、水戸、つくば（土浦市）、宇都宮、熊谷（深谷市）、首都圏営業部・広域営業部（柏市）、柏店、千葉中央（八街市）、東京、多摩（入間市）、神奈川（愛川町）、横浜、三島（沼津市）、浜松、岐阜羽島、中京営業部（みよし市）、金沢、京都南（八幡市）、大阪（東大阪市）、松山（東温市）、広島、姫路

② 子会社

高 速 シ ー パ ッ ク (株)	本 社	仙台市宮城野区扇町七丁目4-20
	工 場 ・ 営 業 所	仙台生産事業部、浜松生産事業部、東北（仙台市）、東海（浜松市）、関東（松戸市）
(株) 清 和	本 社	福岡市南区大楠一丁目22-22
	営 業 所 ・ 工 場	静岡、福岡工場
日 本 コ ン テ ッ ク (株)	本 社	東京都中央区日本橋小網町18-3
	営 業 所	札幌、仙台、東京、西東京、静岡、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島
プ ラ ス 包 装 シ ス テ ム (株)	本 社 ・ 工 場	宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目5-13
常 磐 パ ッ ケ ー ジ (株)	本 社	福島県いわき市内郷白水町浜井場23-1
	工 場 ・ 営 業 所	いわき本社、いわき金坂、いわき梅ヶ平、ひたちなか、一関

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増加
1,120 (1,334) 名	97 (18) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増加	平均年齢	平均勤続年数
701 (1,142) 名	31 (74) 名	39.2歳	10.4年

(注) 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除く)であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,990,920株（自己株式1,527,797株含む。）
- ③ 株主数 8,134名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
管理信託（高速興産B号株式会社 0700207号） 受託者みずほ信託銀行株式会社	2,191千株	11.26%
管理信託（高速興産C号株式会社 0700208号） 受託者みずほ信託銀行株式会社	2,191	11.26
ビービーエイチフォーフィデリティロープ ライストックファンド	1,577	8.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,360	6.99
管理信託（高速興産A号株式会社 0700206号） 受託者みずほ信託銀行株式会社	1,113	5.72
光 通 信 株 式 会 社	1,060	5.45
高 速 興 産 B 号 株 式 会 社	621	3.19
高 速 興 産 C 号 株 式 会 社	611	3.14
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	510	2.62
赫 由 美 子	508	2.61

- (注) 1. 当社は、自己株式1,527,797株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 管理信託（高速興産B号株式会社 0700207号）受託者みずほ信託銀行株式会社、管理信託（高速興産C号株式会社 0700208号）受託者みずほ信託銀行株式会社、管理信託（高速興産A号株式会社 0700206号）受託者みずほ信託銀行株式会社については、高速興産(株)が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、各々高速興産B号(株)、高速興産C号(株)、高速興産A号(株)であります。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
- 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。
- 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

役員区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	3,500株	7名

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	赫 高 規	弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 (株)スーパーツール 社外取締役
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	赫 裕 規	
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	我 妻 英 樹	営業部門管掌兼業務部管掌兼広域営業本部長
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	小 原 純 一	関東支社長兼広域営業本部副本部長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	小 林 弘 美	東海・中部支社長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	岩 澤 み ゆ き	人事部長兼総務部管掌
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	三 田 村 崇	社長室長兼経理部長
取 締 役（監査等委員・常勤）	佐 藤 義 助	
取 締 役（監査等委員）	内 田 貴 和	公認会計士・税理士
取 締 役（監査等委員）	伊 東 満 彦	弁護士
取 締 役（監査等委員）	沼 倉 雅 枝	公認会計士・税理士
取 締 役（監査等委員）	大 澤 美 穂 子	弁護士 株式会社イントラスト 監査役 株式会社リビングハウス 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）内田貴和氏、伊東満彦氏、沼倉雅枝氏及び大澤美穂子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）伊東満彦氏及び大澤美穂子氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）内田貴和氏及び沼倉雅枝氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、佐藤義助氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）内田貴和氏、伊東満彦氏、沼倉雅枝氏及び大澤美穂子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社のすべての取締役、監査役並びに執行役員であり、保険料は、全額当社が負担しております。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。取締役の個人別の報酬の内容については、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会からの答申を受けて、取締役会において決定するものとしております。

1. 基本方針

当社は、取締役の報酬等を、次の考え方にに基づき決定しております。

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上への意欲を高める水準であること。
- ・当社の企業理念を実践できる優秀な人材の確保が可能な水準であること。
- ・経営戦略・経営計画の完遂や目標とする会社業績の達成を動機付けるために、各取締役の職責及び実績並びに会社の期間業績を反映するものとする。

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬及び業績連動報酬）並びに非金銭報酬によって構成しております。

(1) 金銭報酬

当社の取締役の金銭報酬は、報酬基本額を算定し、当該報酬基本額に業績指標に基づく料率を乗じることにより算定しております。当該報酬基本額に業績指標に基づく料率を乗じた金額を12等分した月額固定報酬として支給しております。

(2) 非金銭報酬

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役会の決議により、個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限については、当該取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合に解除いたします。

(3) 報酬等の種類ごとの割合

固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は特段定めておりません。

3. 業績連動の仕組み

報酬基本額に乘じるべき業績指標に基づく料率は、次の業績指標の内容に基づく次の料率としております。

- ・前事業年度の営業利益が目標を5%以上上回った場合105%
- ・前事業年度の営業利益が目標を5%以上下回った場合95%
- ・前各号以外の場合100%

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等総額 (千 円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	147,832 (－)	133,800 (－)	6,120 (－)	7,912 (－)	7 (－)
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （うち社外取締役）	23,325 (17,700)	23,325 (17,700)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合 計 （うち社外役員）	171,157 (17,700)	157,125 (17,700)	6,120 (－)	7,912 (－)	12 (4)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月26日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年5,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。

2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、5名（うち、社外取締役は4名）です。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.

(1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ．当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における、報酬が方針に照らし適切であるかの審議を踏まえ、取締役会にて判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

1. 取締役（監査等委員）内田貴和氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
2. 取締役（監査等委員）伊東満彦氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
3. 取締役（監査等委員）沼倉雅枝氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
4. 取締役（監査等委員）大澤美穂子氏は、当事業年度に開催した取締役会10回（期中の就任）の全てに出席し、また、監査等委員会10回（期中の就任）の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を、全ての社外取締役と締結しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的に売上高及び利益を向上させ、その利益に見合った配当を安定的に継続することが、経営の最重要課題と考えております。従って、配当につきましては、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を勘案したうえ、取締役会の決議をもって決定しております。

当期につきましては、上記の方針に則り、期末配当金は1株につき27円として、2025年5月16日開催の取締役会にて決議しております。1株につき27円の中間配当をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき54円となり、中間配当と合わせた1株当たり年間配当金は、2025年3月期で21期連続の増配となりました。

また、2026年3月期の年間配当に関しては、2026年3月期の2026年2月に創立60周年を迎えることから、これを記念するとともに、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝の意を表すため記念配当を実施し、普通配当と合わせ1株当たり年間116円（中間配当金：普通配当28円00銭、記念配当30円00銭、期末配当金：普通配当28円00銭、記念配当30円00銭）を予定しております。これにより、1株当たり年間配当金は、2026年3月期で22期連続の増配となる予定であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当面、各事業年度における剰余金の配当の回数は、期末と中間との年2回を考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,987,524	流 動 負 債	19,824,221
現 金 及 び 預 金	8,178,780	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,859,015
受取手形、売掛金及び契約資産	15,444,931	電 子 記 録 債 務	6,443,566
電 子 記 録 債 権	2,164,765	未 払 金	1,203,837
有 価 証 券	200,000	リ ー ス 債 務	119,215
商 品 及 び 製 品	6,412,961	未 払 法 人 税 等	877,692
仕 掛 品	112,942	未 払 消 費 税 等	262,136
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	203,728	賞 与 引 当 金	1,428,045
そ の 他	326,183	そ の 他	630,712
貸 倒 引 当 金	△56,768	固 定 負 債	1,653,025
固 定 資 産	28,259,441	長 期 未 払 金	10,810
有 形 固 定 資 産	20,491,950	リ ー ス 債 務	231,524
建 物 及 び 構 築 物	6,099,906	繰 延 税 金 負 債	576,287
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,117,116	退 職 給 付 に 係 る 負 債	762,129
土 地	11,939,286	そ の 他	72,273
リ ー ス 資 産	318,241	負 債 合 計	21,477,246
建 設 仮 勘 定	781,090	純 資 産 の 部	
そ の 他	236,310	株 主 資 本	38,967,686
無 形 固 定 資 産	542,725	資 本 金	1,724,518
そ の 他	542,725	資 本 剰 余 金	2,022,787
投 資 そ の 他 の 資 産	7,224,765	利 益 剰 余 金	36,466,996
投 資 有 価 証 券	5,931,900	自 己 株 式	△1,246,614
投 資 不 動 産	270,490	その他の包括利益累計額	802,032
退 職 給 付 に 係 る 資 産	71,949	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	790,377
繰 延 税 金 資 産	712,309	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11,654
そ の 他	296,307	純 資 産 合 計	39,769,719
貸 倒 引 当 金	△58,192	負 債 純 資 産 合 計	61,246,965
資 産 合 計	61,246,965		

連結損益計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			115,915,464
売上原価			92,874,452
売上総利益			23,041,012
販売費及び一般管理費			18,508,550
営業利益			4,532,461
営業外収益			
受取利息	65,209		
受取配当金	43,882		
仕入割引	141,260		
受取賃貸料	40,369		
その他	50,780		341,501
営業外費用			
賃貸収入原価	12,127		
その他	21,493		33,621
経常利益			4,840,342
特別利益			
投資有価証券売却益	31,113		31,113
税金等調整前当期純利益			4,871,455
法人税、住民税及び事業税	1,508,313		
法人税等調整額	△102,421		1,405,891
当期純利益			3,465,564
親会社株主に帰属する当期純利益			3,465,564

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,724,518	1,858,290	34,064,996	△1,355,698	36,292,106
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,063,563		△1,063,563
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,465,564		3,465,564
自己株式の取得				△208	△208
自己株式の処分		164,497		109,291	273,788
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	164,497	2,402,000	109,083	2,675,580
当連結会計年度末残高	1,724,518	2,022,787	36,466,996	△1,246,614	38,967,686

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	703,110	△94,599	608,511	36,900,617
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,063,563
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,465,564
自己株式の取得				△208
自己株式の処分				273,788
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	87,266	106,254	193,520	193,520
連結会計年度中の変動額合計	87,266	106,254	193,520	2,869,101
当連結会計年度末残高	790,377	11,654	802,032	39,769,719

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,681,734	流 動 負 債	17,439,890
現 金 及 び 預 金	5,979,482	支 払 手 形	323,868
受 取 手 形	108,454	電 子 記 録 債 務	6,333,516
電 子 記 録 債 権	1,457,120	買 掛 金	7,164,766
売 掛 金	13,304,117	リ ー ス 債 務	99,633
有 価 証 券	200,000	未 払 金	919,421
契 約 資 産	37,074	未 払 法 人 税 等	772,179
商 品 及 び 製 品	4,989,927	未 払 消 費 税 等	211,052
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,596	賞 与 引 当 金	1,124,296
前 払 費 用	185,875	そ の 他	491,156
そ の 他 金	1,468,416	固 定 負 債	2,329,219
貸 倒 引 当 金	△52,329	関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,600,000
固 定 資 産	24,939,109	リ ー ス 債 務	200,385
有 形 固 定 資 産	13,516,439	預 り 保 証 金	64,506
建 物	3,450,525	退 職 給 付 引 当 金	461,907
構 築 物	92,824	そ の 他	2,419
車 両 運 搬 具	5,962	負 債 合 計	19,769,110
工 具 、 器 具 及 び 備 品	169,572	純 資 産 の 部	
土 地	8,752,411	株 主 資 本	32,329,428
リ ー ス 資 産	272,163	資 本 金	1,724,518
建 設 仮 勘 定	772,980	資 本 剰 余 金	2,022,787
無 形 固 定 資 産	445,877	資 本 準 備 金	2,022,787
ソ フ ト ウ ェ ア	433,919	利 益 剰 余 金	29,828,738
そ の 他	11,958	利 益 準 備 金	93,542
投 資 其 他 の 資 産	10,976,792	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,735,195
投 資 有 価 証 券	5,436,310	圧 縮 積 立 金	100,270
関 係 会 社 株 式	4,195,887	別 途 積 立 金	4,850,000
出 資 金	42,646	繰 越 利 益 剰 余 金	24,784,924
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	500,000	自 己 株 式	△1,246,614
前 払 年 金 費 用	71,226	評 価 ・ 換 算 差 額 等	522,305
破 産 更 生 債 権 等	57,784	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	522,305
差 入 保 証 金	117,884	純 資 産 合 計	32,851,734
繰 延 税 金 資 産	586,751	負 債 純 資 産 合 計	52,620,844
そ の 他 金	26,085		
貸 倒 引 当 金	△57,784		
資 産 合 計	52,620,844		

損 益 計 算 書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			98,711,720
売 上 原 価			79,583,737
売 上 総 利 益			19,127,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			15,272,334
営 業 利 益			3,855,647
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	71,855		
受 取 配 当 金	184,248		
受 取 賃 貸 料	58,843		
仕 入 割 引	139,224		
そ の 他	55,269		509,442
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	25,128		
賃 貸 収 入 原 価	14,093		
そ の 他	12,979		52,201
経 常 利 益			4,312,888
税 引 前 当 期 純 利 益			4,312,888
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,283,852		
法 人 税 等 調 整 額	△131,011		1,152,841
当 期 純 利 益			3,160,046

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,724,518	1,858,290	93,542	101,659	4,850,000	22,687,053	27,732,255
事業年度中の変動額							
圧縮積立金の取崩				△1,388		1,388	－
剰余金の配当						△1,063,563	△1,063,563
当期純利益						3,160,046	3,160,046
自己株式の取得							
自己株式の処分		164,497					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	164,497	－	△1,388	－	2,097,871	2,096,482
当期末残高	1,724,518	2,022,787	93,542	100,270	4,850,000	24,784,924	29,828,738

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,355,698	29,959,365	477,360	30,436,726
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の取崩		－		－
剰余金の配当		△1,063,563		△1,063,563
当期純利益		3,160,046		3,160,046
自己株式の取得	△208	△208		△208
自己株式の処分	109,291	273,788		273,788
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			44,945	44,945
事業年度中の変動額合計	109,083	2,370,063	44,945	2,415,008
当期末残高	△1,246,614	32,329,428	522,305	32,851,734

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 高 速
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高速の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高速及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 高 速
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高速の2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社 高 速 監査等委員会

常勤監査等委員 佐 藤 義 助 ㊟

監 査 等 委 員 内 田 貴 和 ㊟

監 査 等 委 員 伊 東 満 彦 ㊟

監 査 等 委 員 沼 倉 雅 枝 ㊟

監 査 等 委 員 大 澤 美 穂 子 ㊟

(注) 監査等委員内田貴和、伊東満彦、沼倉雅枝及び大澤美穂子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

てらし

こ う き

赫 高 規

再 任

生年月日
1969年5月20日
所有する当社の株式数
1,000株
取締役在任年数
19年
取締役会出席状況
13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2000年	4月	大阪弁護士会登録
2003年	6月	当社監査役
2006年	6月	取締役副社長
2013年	4月	取締役副会長
	6月	代表取締役副会長
2015年	6月	代表取締役会長
		現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士
(株)スーパーツール 社外取締役

取締役候補者とした理由

管理部門における業務執行経験が豊富であり、取締役として19年、代表取締役として12年の経営経験のほか、弁護士としての専門的知見を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割ならびに経営の最高責任者としての役割を十分に果たしてきました。
これまでの経営手腕および実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

てらし へい けい
赫 裕 規

再任

生年月日

1971年8月1日

所有する当社の株式数

1,000株

取締役在任年数

17年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2000年	4月	当社入社
2008年	6月	取締役連結事業本部長
2009年	4月	常務取締役連結事業本部長
2011年	4月	専務取締役連結事業本部長
2013年	4月	取締役副社長
	6月	代表取締役副社長
2014年	4月	代表取締役社長
2021年	6月	代表取締役社長執行役員
		現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

管理部門・営業部門両面における業務執行経験が豊富であり、取締役として17年、代表取締役として12年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割ならびに経営の最高責任者としての役割を十分に果たしてきました。

これまでの経営手腕および実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

わがつま ひでき
我 妻 英 樹

再任

生年月日

1970年3月13日

所有する当社の株式数

3,000株

取締役在任年数

16年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1992年	4月	当社入社
2004年	4月	執行役員千葉支社長
2009年	6月	取締役関東支社長
2012年	4月	常務取締役関東支社長兼東海・近畿支社長
2015年	6月	専務取締役東海・近畿支社長兼関東支社長
2017年	4月	専務取締役営業部門管掌兼業務部管掌
2021年	6月	取締役専務執行役員営業部門管掌兼業務部管掌
2022年	4月	取締役専務執行役員営業部門管掌兼業務部管掌 兼広域営業本部長
		現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行経験と知見に基づき、専務執行役員として当社全体の営業部門および業務部門統括に大きな役割を果たすとともに、取締役として16年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

お ば ら じ ゅ ん い ち
小 原 純 一

再 任

生年月日

1970年7月10日

所有する当社の株式数

4,400株

取締役在任年数

10年

取締役会出席状況

13回中13回

候補者番号 5

こ ば や し ひ ろ み
小 林 弘 美

再 任

生年月日

1970年5月4日

所有する当社の株式数

5,400株

取締役在任年数

16年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1993年	4月	当社入社
2011年	4月	執行役員北東北支社長
2015年	4月	執行役員東海・近畿支社長
	6月	取締役東海・近畿支社長
2016年	4月	取締役関東支社長兼東海・近畿支社長兼神奈川営業部長
2018年	4月	取締役関東支社長
	6月	常務取締役関東支社長
2021年	6月	取締役常務執行役員関東支社長
2022年	6月	取締役専務執行役員関東支社長
2024年	4月	取締役専務執行役員関東支社長兼広域営業本部副本部長 現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

支社長として営業部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として10年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。
これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当

1993年	4月	当社入社
2004年	4月	執行役員北東北支社長
2009年	6月	取締役北東北支社長
2011年	6月	取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長
2015年	6月	常務取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長
2018年	4月	常務取締役北東北支社・中東北支社・岩手三陸沿岸支社及び機械拡販部管掌兼宮城支社長
2019年	4月	常務取締役宮城支社長
2021年	4月	常務取締役東海・中部支社長
	6月	取締役常務執行役員東海・中部支社長 現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

支社長として営業部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として16年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。
これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

い わ さ わ
岩 澤 みゆき

再 任

生年月日

1972年7月25日

所有する当社の株式数

5,900株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月	当社入社
2016年 4月	人事総務部長
6月	取締役人事総務部長
2019年 4月	取締役人事部長
2021年 4月	取締役人事部長兼総務部管掌
6月	上席執行役員人事部長兼総務部管掌
2022年 6月	取締役常務執行役員人事部長兼総務部管掌
	現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

人事・総務部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として合計8年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 7

み た む ら
三 田 村 崇

再 任

生年月日

1976年12月18日

所有する当社の株式数

1,000株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2014年 7月	当社入社
2019年 4月	経理部長兼システム部次長
2021年 4月	社長室長兼経理部長
2021年 6月	上席執行役員社長室長兼経理部長
2022年 6月	取締役常務執行役員社長室長兼経理部長
	現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

経理部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として3年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ぬ ま く ら ま さ え
沼 倉 雅 枝

再 任（社外取締役）

生年月日

1960年6月16日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数

4年

取締役会出席状況

13回中13回

監査等委員会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月	公認会計士登録
1997年 1月	税理士登録、沼倉雅枝税理士事務所開設
2005年 7月	有限責任監査法人トーマツ入社
2017年 1月	有限責任監査法人トーマツ退社
2017年 2月	沼倉雅枝公認会計士事務所開設
2019年10月	名取市（宮城県）代表監査委員
2021年 6月	当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

重要な兼職の状況

沼倉雅枝公認会計士事務所 公認会計士
沼倉雅枝税理士事務所 税理士
名取市代表監査委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の公認会計士・税理士としての財務および会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 沼倉雅枝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、沼倉雅枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。
- 当社は、沼倉雅枝氏との間で責任限定契約を締結しております。沼倉雅枝氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。沼倉雅枝氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第1、2号議案が原案どおり承認された場合の本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル・マトリックス

当社は、意思決定の迅速性を確保するため、定款の定めにより、監査等委員でない取締役の員数を12名以内としております。当社では、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社内取締役については十分な業界経験や実務経験、専門性を有している者を、社外取締役については高度な専門性や幅広い見識を持った者を候補としております。それによって、取締役会全体として、当社グループの事業に関する知見と専門性のバランスに留意した、多様性のある構成とすることが重要であると考えております。

また、当社の経営戦略実現に向けて取締役会が備えるべきスキルは、「コーポレートフィロソフィー・経営戦略」「マーケティング・業界経験」「テクノロジー・情報システム」「ESG（環境・社会・ガバナンス）」「法務・リスクマネジメント」「財務・会計・税務・M&A」と特定しております。当社の取締役が有している主なスキルは、以下の通りです。

氏名	本定時株主総会後の地位（予定）	特に期待する分野・スキル					
		コーポレートフィロソフィー・経営戦略	マーケティング・業界経験	テクノロジー・情報システム	ESG（環境・社会・ガバナンス）	法務・リスクマネジメント	財務・会計・税務・M&A
赫 高規	代表取締役会長	●			●	●	
赫 裕規	代表取締役社長執行役員	●	●		●		
我妻 英樹	取締役専務執行役員	●	●				
小原 純一	取締役専務執行役員	●	●				
小林 弘美	取締役常務執行役員	●	●				
岩澤 みゆき	取締役常務執行役員	●			●	●	
三田村 崇	取締役常務執行役員	●		●			●
佐藤 義助	取締役（監査等委員）		●		●		
内田 貴和	社外取締役（監査等委員）				●		●
伊東 満彦	社外取締役（監査等委員）				●	●	
沼倉 雅枝	社外取締役（監査等委員）			●	●		●
大澤 美穂子	社外取締役（監査等委員）				●	●	

※各人の有するスキル等のうち、主なものの最大3つに●を付けており、有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

1. 改定の理由

当社は、2023年6月26日開催の第60回定時株主総会において、「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、報酬制度について、これまで以上に株主価値との連動性を強化することにより、持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、当初決議の内容を下記のとおり一部改定し、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の年額及び本制度により割り当てる当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役0名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

本議案は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

記

2. 改定の内容

改定の内容は以下のとおりです。以下の改定内容以外に、当初決議の内容に変更はありません。

（1）本制度に係る株式総数の上限

現行	改定後
年5,000株以内	年40,000株以内

（2）本制度に係る金銭報酬債権の上限

現行	改定後
年額20百万円以内	年額160百万円以内

<参考1>取締役報酬の構成

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役報酬の構成は、以下のとおりとなります。
持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式報酬の割合を従来よりも高めております。

	金銭報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	年額200百万円以内 ※2022年6月23日開催の定時株主総会にてご承認	年額160百万円以内 年40,000株以内 ※2025年6月25日開催の定時株主総会に付議
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）		—
監査等委員である取締役	年額40百万円以内 ※2022年6月23日開催の定時株主総会にてご承認	—

※当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を選任しておらず、本年の株主総会においても、取締役候補者としておりません。

<参考2>譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとしております。本割当契約の概要は、以下のとおりです。

※当初決議の内容から変更はありません。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び一部従業員に対し、割り当てる予定です。

以 上

第62回定時株主総会会場のご案内

会 場 仙台市青葉区中央1丁目1番1号
電話 (022) 268-2525
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間

〔会場付近略図〕



交通のご案内

電車／JR仙台駅西口から徒歩1分
仙台空港より仙台空港アクセス線で約25分

※会場に駐車場がありませんので、お近くの有料駐車場をご利用ください。